



地域指定年度	平成 17 年度
計画策定年度	平成 22 年度
計画見直し年度	平成一年度

安平町農業振興地域整備計画書

平成 23 年 1 月

北海道勇払郡安平町

目次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	5
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関係	8
第3	農用地等の保全計画	8
1	農用地等の保全の方向	8
2	農用地等保全整備計画	9
3	農用地等の保全のための活動	9
4	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第5	農業近代化施設の整備計画	12
1	農業近代化施設の整備方向	12
2	農業近代化施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
3	農業を担うべき者の育成のための支援の活動	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15

第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	1 5
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	1 5
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	1 5
3	農業従事者の安定的な就業の促進施設	1 6
4	森林の整備その他林業の振興との関連	1 6
第 8	生活環境施設の整備計画	1 6
1	生活環境施設の整備計画の目標	1 6
2	生活環境施設の整備計画	1 6
3	森林の整備その他林業の振興との関連	1 6
4	その他の施設の整備	1 6
第 9	附図	1 7
別記	農用地利用計画	1 8

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

平成 18 年 3 月 27 日に旧早来町と旧追分町が合併して誕生した安平町は、北海道の南西部に位置し、道都札幌市から約 50km、新千歳空港から約 20km、特定重要港湾苫小牧港からは約 25km の位置にある。

総面積は 237.13 ㎢であり、そのうち山林が 98.74 ㎢と約 40%、農地が 70.68 ㎢と約 30%を占める。地形は、東部に比較的急峻な山岳部、西部に馬追丘陵の余脈、その間に平坦地と緩やかな波状形丘陵地を形成し、南部は勇払原野に隣接している。

その地形を縦貫する 2 級河川安平川は、河川勾配が緩やかで、水源に乏しく流量は不足し流速も遅い状態にある。

土壌は、有機質に乏しい樽前系の火山灰土にほとんどが覆われ、安平川流域に沖積・低地土が分布する。気候は、年間平均気温が 6.5℃で、盛夏期 30℃、厳寒期マイナス 20℃を昇降し、1 年を通じ昼夜の温度差が大きい内陸型気候が顕著である。年間降水量は 1,096 mm で夏期と晩秋から初冬に集中し、冬期の積雪は積雪最大値で 10～67cm と北海道では比較的少ない地域に属する。

本町の土地利用構想については、明治 35 年に国内最初の指定を受けた保健保安林等の豊かな森林と多面的機能を有する農地で構成された農村特有の美しい景観を活かした自然的土地利用を柱に、こうした農村特有の景観の一部を大都市からのふるさと回帰運動（移住・定住等）等のような地域振興策に活かす都市的土地利用といったゾーニングを将来展望に立ちながら安平町土地利用計画として策定することが、今後のまちづくりに向けた課題の 1 つとしてあげられる。

人口動態をみると、平成 17 年の国勢調査では 9,131 人と 5 年前に比べ△3.2%となっており、そのうちの農家戸数は、平成 17 年農林業センサスで 253 戸と 5 年前に比べ△17.3%と減少が著しい。

また、農業就業人口における 65 歳以上の占める割合は 37%（H17）と高齢化が顕著である。農業後継者がいない販売農家の割合は 77%（H17）を占めており、農業従事者の高齢化や後継者不足により今後も農家戸数の減少に歯止めがかからない厳しい状況にあり、こうした農業労働力の急激な減少を背景に、ほ場条件が良くない農地等を中心として耕作放棄地等の発生が懸念される。

このため、安平町農業・農村振興計画の下、本町の資源と特性を活かした持続可能で美しい農業・農村を保全し、かつ、その有効利用を図るため、環境に配慮した農業生産を一層推進し、「食」や「交流」を通じて消費者と農業者が強い絆で結びつく関係の構築を図るとともに、総合的で公益的な土地利用構想を構築し、活力ある産業と豊かな自然が調和する職住近接型まちづくりを目指していくものである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H21)	7,306	47.0	151	1.0	5,824 (1,170)	37.5 (7.5)					2,266	14.5	15,547	100.0
目標	7,460	47.5	153	1.0	5,820 (1,166)	37.1 (7.4)					2,266	14.4	15,699	100.0
増減	154		2		△4 (△4)						0		152	

(注) () 内は混牧林地である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 7,306ha のうち、下記の a から c に該当する農用地で、次に掲げる約 692ha 以外の農用地について農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
全 域	—	692	0	692	
計		692		692	

a 集団的に存在する農用地

市街地の外側にある約 10ha 以上の集団的に存在する農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

該当なし

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

該当なし

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ロ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林、原野等のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであり、かつ優良農地の保全や確保及び農業生産の担い手の経営規模の拡大と農業経営の合理化等が図られる適当な土地であって、当該農用地と一体的に保全する必要がある現況森林、原野等（混牧林地を除く。）について、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町の農業は、日本を代表する軽種馬生産、伝統に裏打ちされた酪農、多彩で安全・安心な農産物等を安定的に供給する役割を担うほか、食品加工、物流等の関連産業と密接な関係にあり、本町経済の重要な位置を占めており、今後とも、その持続的な発展を図る必要がある。

このため、安平町農業・農村振興計画において、安平町がめざす将来像の実現に寄与するために設定した「農畜産物生産計画」の達成に向けた取組みをはじめ、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、この計画に即して、土地の農業の利用の確保を図り、意欲ある担い手への農地の利用集積とその効率的な利用を促進していく。

また、家畜排せつ物、農業副産物等の有機性資源の堆肥化とその有効利用等による地力の増進、化学肥料や農薬の使用の低減など、環境保全を一層重視した農業生産を推進し、農業の有する自然循環機能の維持・増進を図る。

耕地の種類別の土地利用については、地域の特性を活かした土地利用型作物のほか、施設園芸型作物、畜産業等の営農体系に応じ、これらを複合的に組み合わせた農業的土地利用を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
全域	6,180	6,334	154	433	433	0	1,023	1,019	-4	95	97	2	7,731	7,883	152	1,219
計	6,180	6,334	154	433	433	0	1,023	1,019	-4	95	97	2	7,731	7,883	152	1,219

イ 用途区分の構想

① A-1（追分旭・追分向陽）

光起川流域の平坦部の水田約 49ha、安平川及び支流流域の平坦部の水田約 130ha を含む本地域一帯は、国営かんがい排水事業、道営中山間地域総合整備事業等により土地基盤整備が実施された優良農地を有している。

また、町内では日照時間に恵まれた地帯であり、メロン栽培を中心とする蔬菜園芸が盛んであることから、今後も土地条件に合った転作及び輪作体系等を基本に効率的な土地利用を図る。

公共牧場及びJR石勝線を境界に千歳市東丘、由仁町の境界沿線の丘陵地等については、既存農地と草地等を組み合わせた効率的な土地利用を図る。

② A-2 (追分美園・追分緑が丘・追分市街地)

安平川流域に広がる水田約 20 ha や中央部の丘陵地を含む本地域一帯は、国営農地開発事業、道営中山間地域総合整備事業等により土地基盤整備が実施され、大規模な区画による生産性の高い優良農地を有している。

また、J R 石勝線を境界に千歳市東丘、由仁町の境界沿線にある丘陵地等は主に飼料畑とされており、今後も土地条件に合った転作、輪作体系及び草地等を基本にした効率的な土地利用を図る。

③ A-3 (追分弥生・追分春日)

明春辺川流域の平坦部の水田約 84ha や地域一帯に広がる丘陵地は、国営農地開発事業、国営直轄明渠排水事業等により土地基盤整備が実施され、大規模な区画による生産性の高い優良農地を有しているが、町外農業者が利用する農地が混在しており、農地の面的集積の懸念材料となっている。

今後は、情報収集及び利用調整活動等を強化しながら、引き続き、土地条件に合った転作及び輪作体系等を基本に効率的な土地利用を図る。

④ A-4 (追分豊栄・追分青葉)

J R 室蘭本線沿い平坦部の水田約 74ha や千歳市との境界沿線にある丘陵地を含む本地域一帯は、自力施工による農地造成、道営中山間地域総合整備事業等により土地基盤整備が実施され、大規模な区画による生産性の高い優良農地を有している。今後も土地条件に合った転作及び輪作体系等を基本に効率的な土地利用を図る。

⑤ A-5 (早来瑞穂・安平・東早来)

安平川水系支安平川流域の平坦部の水田約 230ha は、国営明渠排水事業により排水が整備されており、J R 室蘭本線より東部一帯は国営かんがい排水事業及び道営関連事業の実施により、末端までかんがい施設が整備された大規模な区画による生産性の高い優良農地を有しているが、低地帯については、地下水位が高く排水不良による生育阻害を受けやすい。

今後は、河川整備と一体となった基盤整備を進めながら、引き続き、土地条件に合った転作及び輪作体系等を基本に効率的な土地利用を図る。

⑥ A-6 (早来緑丘・早来守田・早来北進)

本地域は酪農畑作等を中心とした複合経営が展開され、ニタツポロ川流域の水田約 95ha の大部分は転作田として利用され、客土事業、国営かんがい排水事業及び道営関連事業の実施により、かんがい施設が末端まで整備された生産性の高い優良農地を有している。今後も、東部丘陵地や傾斜地等を含め、土地条件に合っ

た転作及び輪作体系等を基本に、既存農地と草地等を組み合わせた効率的な土地利用を図る。

⑦ A-7 (早来富岡・酪農・早来北町)

本地域の南西部一帯や北部については、大部分が平坦地で、古くから畑地かんがい排水事業、客土、土層改良等といった農地開発事業及び草地整備事業等による営農基盤が整備され、畜産経営に適した優良農地を有している。

今後も、フモンケ川を境界に東部沿線の狭長な沢地帯及び畑地帯を含め、土地条件に合った転作及び輪作体系等を基本に、既存農地と草地等を組み合わせた効率的な土地利用を図る。

⑧ A-8 (早来新栄・遠浅・早来源武)

安平川両岸一帯に広がる水田約 300ha を有する地区で、右岸北部及び左岸地帯は町内で初めての換地事業を含めたほ場整備の実施により、田畑輪換に対応する高度利用を可能とする条件を満たす優良農地を有しているが、右岸の南部一帯は、地下水位が高く排水不良による生育阻害を受けやすい。

今後は、河川整備と一体となった基盤整備を進めながら、東部一帯と国道 234 号線から西部一帯の畑地帯を含め、引き続き、土地条件に合った転作及び輪作体系等を基本に効率的な土地利用を図る。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第 2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

安平町の可住地面積率は 49%、そのうち耕地率が 61.9% といった平地地帯であり、現況耕地面積の約 7,320ha は、安平川とその支流流域を中心に広がる水田地帯約 1,170ha と丘陵地帯を中心に広がる畑地帯約 6,150ha により形成している。

農業生産基盤の整備については、昭和 10 年代から明渠排水、農地開発、農道整備、草地整備及び畑地帯総合整備事業など各種事業等を多岐にわたり積極的に実施してきたことに加え、国営かんがい排水事業においては、農業用ダム、畑地かんがい施設の整備及び畑地帯の暗渠排水等の事業を展開している。

また、近年のエゾ鹿等による農業被害の深刻化、原油価格高騰や WTO 農業交渉等の厳しい農業情勢の中にあって、農業所得の増大や食料自給率の向上、農業の多面的機能の発揮等と農地の持つ潜在能力をフル発揮できる生産基盤の強化を図る必要があるため、引き続き、国営かんがい排水事業及び関連事業のほか、農地の排水対策、既存施設の老朽化対策等と組み合わせた総合的な農業生産基盤の整備を推進する。

ア A-1 (追分旭・追分向陽)

本地域は、光起川及び安平川流域に壤質の中粗粒褐色低地土が分布する水田地帯と、砂質の火山灰土が広く分布する丘陵地から成す畑地帯にて主に構成され、水田地帯では用排水路の整備、暗渠排水等を、畑地帯では土層改良や畑地かんがい排水等を主体とした基盤整備を進めている。今後も、田畑輪換等の高度利用の推進や通作路の整備等を必要とする地帯を中心に暗渠等による排水改良、ほ場整備及び用排水施設の整備等といった複数事業の総合的な推進及び既存施設の老朽化対策等を展開し、かつ畜産経営に必要な草地については、公共牧場を中心に有効な草地改良等の整備を計画的に講じる。

イ A-2 (追分美園・追分緑が丘・追分市街地)

本地域は、安平川流域上流に中粗粒褐色低地土、下流に粘質の細粒褐色低地土が分布する水田地帯と、砂質の火山灰土が広く分布する丘陵地から成す畑地帯にて主に構成されており、水田地帯では換地事業や暗渠排水等を、畑地帯では粘土客土等の農地開発事業等による基盤整備を実施している。今後も、ほ場の大型化及び畑地かんがい排水等を必要とする地帯を中心に暗渠等による排水改良、用排水施設の整備等といった複数事業の総合的な推進及び既存施設の老朽化対策等を展開し、かつ畜産経営に必要な草地については、有効な草地改良等の整備を計画的に講じる。

ウ A-3 (追分弥生・追分春日)

本地域は、明春辺川流域に粘質の中粗粒グライ土が分布する水田地帯と、砂質の火山灰土が広く分布する丘陵地から成す畑地帯にて主に構成されており、水田地帯では明渠や暗渠等の排水整備を、畑地帯では客土等の農地開発事業等による基盤整備を実施している。今後も、ほ場の大型化及び畑地かんがい排水等を必要とする地帯を中心に暗渠等による排水改良や用排水施設の整備等といった複数事業の総合的な推進及び既存施設の老朽化対策等を展開し、かつ畜産経営に必要な草地については、有効な草地改良等の整備を計画的に講じる。

エ A-4 (追分豊栄・追分青葉)

本地域は、安平川流域に粘質の中粗粒グライ土が分布する水田地帯と、砂質の火山灰土が広く分布する丘陵地から成す畑地帯にて主に構成されており、主に水田地帯で暗渠排水、客土、農道整備等による基盤整備を実施している。今後も、安定的な水供給の確保、排水能力の強化等を必要とする地帯を中心に営農飲雑用水の整備、用排水施設の整備等といった複数事業の総合的な推進及び既存施設の老朽化対策等を展開し、かつ畜産経営に必要な草地については、有効な草地改良等の整備を計画的に講じる。

オ A-5 (早来瑞穂・安平・東早来)

本地域は、安平川及び支安平川流域に泥炭土を下層に有するグライ土と中粗粒灰色

低地土が散在する水田地帯と、粗粒の「砂質～壤質」の表層腐植質黒ボク土（砂礫層含む。）が広く分布する丘陵地から成す畑地帯にて主に構成されており、水田地帯では粘土客土による土層改良及び明渠による排水改良を、畑地帯では畑地かんがい排水事業及び客土等の農地開発事業等による基盤整備を実施している。今後も、排水能力の強化、安定的な水供給の確保等を必要とする地帯のほか、早来瑞穂や安平地区のような地下水位の高い地帯等について、暗渠等による排水改良、用排水施設の整備及び営農飲雑用水の整備等といった複数事業の総合的な推進及び既存施設の老朽化対策等を展開し、かつ畜産経営に必要な草地については、有効な草地改良等の整備を計画的に講じる。

カ A-6（早来緑丘・早来守田・早来北進）

本地域は、ニタツポロ川流域に泥炭土を下層に有するグライ土が分布する狭小な水田地帯と、粗粒の「砂質～壤質」の表層腐植質黒ボク土（砂礫層含む。）が広く分布する丘陵地から成す畑地帯にて主に構成されており、水田地帯は粘土客土による土層改良と、畑地帯では畑地かんがい排水事業及び客土事業等による基盤整備を実施している。今後も、土層改良、通作路の整備及び安定的な水供給の確保等を必要とする地帯について、粘土客土、農道整備及び営農飲雑用水の整備等といった複数事業の総合的な推進及び既存施設の老朽化対策等を展開し、かつ畜産経営に必要な草地については、有効な草地改良等の整備を計画的に講じる。

キ A-7（早来富岡・酪農・早来北町）

本地域の狭小な水田地帯は、フモンケ川流域及び東部の沢地帯沿いに腐植に乏しい淡色多湿黒ボク土（下層低地）が点在している。畑地帯は、東部一帯の丘陵地に「砂質～礫」の淡色黒ボク土、中央から西部に形成する台地では上部（千歳市境界側）に淡色黒ボク土、中部に表層腐植質黒ボク土、下部（国道234号側）に淡色黒ボク土が分布（いずれも土質は「砂質～礫」。）し、遠浅川流域に腐植質黒ボクグライ土が分布している。そのフモンケ地区では畑地かんがい排水事業を、遠浅酪農及び早来富岡地区では客土、雑用水及び農道整備等の農地開発事業による基盤整備を実施している。今後も、排水能力の強化、ほ場の大型化及び通作路の整備等を必要とする地帯について、暗渠等による排水改良、ほ場整備による区画整理及び農道整備等といった複数事業の総合的な推進及び既存施設の老朽化対策等を展開し、かつ畜産経営に必要な草地については、有効な草地改良等の整備を計画的に講じる。

ク A-8（早来新栄・遠浅・早来源武）

本地域の水田地帯は、安平川左岸に泥炭土を下層に有するグライ土が分布し、右岸に「壤質～粘質」の中粗粒グライ土と壤質の中粗粒褐色低地土が散在し、下流流域については泥炭土が分布している。狭小な畑地帯は「砂質～礫」の淡色黒ボク土と淡色黒ボクグライ土（下層泥炭）が分布し、東部は丘陵地、西部は台地を形成している。

その水田地帯は換地事業、客土及び用排水路の整備等の圃場整備事業による基盤整備を実施している。今後も、排水能力の強化、ほ場の大型化及び通作路の整備等を必要とする地帯のほか、源武地区のような地下水位の高い地帯等について、暗渠等による排水改良、ほ場整備及び農道整備等といった複数事業の総合的な推進及び既存施設の老朽化対策等を展開し、かつ畜産経営に必要な草地については、有効な草地改良等の整備を計画的に講じる。

2 農業生産基盤整備開発計画

附図 番号	事業の種類	事業の概要		受益の範囲		備考
				受益地区	受益面積	
①	経営体育成基盤整備事業 【畑地帯整備型】(追分地区)	営農飲雑用水 暗渠排水 用水路工	25,700m 100ha 30,100m	A-1～4	1,253ha	
②	中山間地域総合整備事業 【一般型】(瑞穂地区)	営農飲雑用水 暗渠排水 農道	8,900m 50ha 1,730m	A-5	107ha	
③	経営体育成基盤整備事業 【通作条件整備型】 (富岡遠浅酪農線)	農道	1,680m	A-7	113ha	
④	畜産担い手育成総合整備事業 【再編整備型】 (東いぶり地区)	草地造成改良 草地整備改良 飼料畑造成改良 飼料畑造成整備 用排水施設整備 隔障物整備	8.78ha 38.09ha 7.76ha 37.20ha 1.0ha 1カ所	A-5～8	434ha	
⑤	国営かんがい排水事業 (安平川地区)	頭首工	1カ所	A-1～4	1,431ha	
⑥	国営造成土地改良施設整備事業 (フモンケ地区)	排水路2条	L=6.5km	A-7	1,274ha	
⑦	農地・水・環境保全向上対策	共同活動 営農活動	8地区 7地区	A-1～8	6,619ha 435ha	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書、森林整備計画等との整合性を保ちながら、農業生産基盤の整備開発を推進するとともに、公共・公益の高い植林整備及び林地開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

4 他事業との関連

道路整備、治水整備、上下水道整備及び情報通信基盤整備等の各公共的事業について、農業振興地域整備計画と整合性を保ちながら推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷による規模拡大意欲の低下等を背景にして農地の需要が停滞し、農地の遊休化や粗放的耕作が増加する傾向にある。

こうした農地の荒廃を防ぐため、農業委員会等を核にした農地の利用調整活動や農地保有合理化事業の取組みを進めるとともに、面的集積組織による農地の集積・再配分する取組み等の促進を図る。

さらに、農地・水・環境保全向上対策制度による取組みを引き続き行い、農村の多面的機能の発揮を促進し、地域農業者等の活動を通じた活力ある地域づくりと一体となった耕作放棄地の防止を図る。

2 農用地等の保全整備計画

事業の種類	事業の概要			受益の範囲		附図番号	備考
	事業種目	事業量	事業費	受益地区	受益面積		
該当なし							

3 農用地等の保全のための活動

安平町緑肥導入促進事業による土づくり対策の実施や北海道農業開発公社が事業主体となる農地保有合理化事業を活用し、農用地の保全管理を行い、耕作放棄地や管理不十分による農用地としての機能低下を防止しながら、認定農業者などの担い手への利用集積を促進する。

また、地域住民等と連携した、農地・水・環境保全向上対策により、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進する活動を通じて、農地、農業排水施設、農業用道路の保全や、農村の自然環境や景観の形成等の多面的機能を発揮した取り組みを推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書、森林整備計画等との整合性を保ちながら、農用地等の保全を図るとともに、公共・公益の高い植林整備及び林地開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

安平町の具体的な農業経営の指標は、農業経営の発展を目指した上で農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たり概ね430万円）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間から2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。

また、これら経営体が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす主要な営農類型の指標は次の通りである。

区分	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	利用集積目標
個別 経営体	① 稲作専業	20.0ha	水稲	253戸 うち 認定農業者 201戸	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標を、本町農用地面積の95%程度に設定する。
	② 水稲＋畑作複合	20.0ha	水稲、小麦、豆類、甜菜、緑肥		
	③ 水稲＋野菜複合	12.0ha	水稲、野菜（南瓜等）		
	④ 水稲＋イースクリーン複合（低農薬・低化学肥料）	6.1ha	水稲、野菜（ほうれん草等）		
	⑤ 水稲＋肉牛複合	20.0ha	水稲、草地繁殖牛20頭		
	⑥ 園芸専業	2.2ha	園芸野菜（メロン等）、緑肥		
	⑦ 畑作＋園芸複合	15.3ha	小麦、豆類、甜菜、野菜、緑肥		
	⑧ 畑作専業	25.0ha	小麦、豆類、甜菜、スイートコーン		
	⑨ 畑作＋酪農複合	44.0ha	小麦、豆類、甜菜、草地、デントコーン 経産牛40頭		
	⑩ 酪農専業	32.0ha	草地、デントコーン 経産牛40頭		
	⑪ 肉牛専業	20.0ha	草地、繁殖牛40頭		
	⑫ 養豚＋畑作複合	4.0ha	小麦、豆類、甜菜 母豚50頭		
組織 経営体	⑬ 稲作＋畑作複合	60.0ha	水稲、小麦、豆類、甜菜、スイートコーン	－戸	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進する。

このため、安平町農業委員会を核とした利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業など各種農地流動化施策を推進する。

また、実質的な規模拡大や労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用などへの対

応には、農作業受委託等の取組を進めるとともに、有効な生産基盤整備事業等を活用し、耕地の大区画化・汎用化による農作業効率の向上、一層のコスト低減による生産性の向上を目的とした生産基盤の整備を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 収益性の高い地域農業の確立

- ① 農畜産物における生産性・品質改善と低コスト生産技術の普及を進める。
水稲～減肥を中心とした栽培技術の改善と省力による低コスト化を図る。
畑作～地域・経営内容に応じた省力・低コスト栽培技術の確立と普及。
園芸～生産技術の見直しと、連作障害の回避による安定生産の推進。
畜産～飼養管理技術および生産効率の向上によるコスト低減を推進。

② 生産基盤の整備

透排水性不良畑における低コスト改善対策の実施。

③ 農産物の付加価値の向上と販路拡大

関係機関等との協力により付加価値の高い農産物の生産や販路拡大を図る。

(2) 多様でゆとりある農業経営の促進

労働力確保システムやコントラクター、機械銀行等、地域援農システムを確立し、大規模化と高齢化に対応する。

また、農地の利用集積と利用相談活動の活性化により地域内への利用集積を図る。

(3) 農業の担い手の育成及び確保

① 新規就農対策の推進

総合的な新規就農体制の整備を検討する。

② 4H C活動の推進

活動の幅を広げることにより、クラブ活動の更なる活性化を図る。

③ 女性や高齢者の力を活かす農業・農村づくりの支援

女性や高齢者それぞれが能力を発揮し、力を活かせる環境づくりの構築を図る。

(4) 環境と調和した農業の促進

クリーン農業・有機農業など、環境負荷軽減を考慮した農業生産に対して、地域的な取組みを推進する。

(5) 豊かさと活力ある農村の構築

都市近郊、交通アクセスに恵まれた立地条件を活かし、都市消費者との交流等の取組みを進めていく。

(6) 食の安全・安心の確保

新制度の施行に伴う農薬の安全使用・生産履歴の記帳など食の安全・安心に対する取組みの一層の強化と、地元農産物への理解を深める地産地消を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書及び森林整備計画等との整合性を保ちながら、農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るとともに、公共・公益の高い植林整備及び林地開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備方向

目まぐるしく変化する消費者や実需者等の多様なニーズに応えつつ、安全で良質な農畜産物を安定的に供給するため、次に掲げる主要作物等の営農体系に対応できる農業近代化施設の整備を促進により、生産の合理化及び流通体制等の改善を進めるとともに、機械施設の効率利用等を推進し、競争力に富んだ産地体制の構築を図る。

(1) 水稻

ア 生産の合理化

優良品種の導入、少肥密植栽培による良食味米の生産技術の普及や直播栽培、不耕起栽培などのコスト低減技術の普及等を検討する一方、減農薬栽培によるクリーン米や土壌改良による良食味米の生産など、コストや品質面において市場競争力のある高能率で生産性の高い技術の普及を推進する。

農業機械、施設の共同利用を促進し、高齢農家等の農作業受委託を行うなどの地域の労働力確保システム化を進める。

イ 流通の改善

米麦乾燥調製施設の機能増強や低温倉庫の導入等の品質の保持・向上対策、さらにフレコンなどによる合理的な集出荷体制等の整備を図り、実需ニーズに対応した物流改善を推進する。

(2) 小麦

ア 生産の合理化

緑肥や堆肥による土づくり、優良品種の導入、雪腐防除等の励行とともに、汎用性のある機械や施設等の有効活用により、生産コストの低減と品質の向上を図る。

農業機械、施設の共同利用を促進し、高齢農家等の農作業受委託を行うなどの地域の労働力確保システム化を進める。

さらに、機械共同利用組合等が大型機械を保有するなどして、収穫体制の強化を進める。

イ 流通の改善

品質分析結果を重視する民間流通等に対応するため、米麦乾燥調製施設の機能増強やDON値基準の遵守などの品質の保持・向上対策、さらにフレコンなどによる合理的な集出荷体制等の整備を図り、実需者ニーズに対応した物流改善を推進する。

(3) 豆類（大豆・小豆）

ア 生産の合理化

単収の安定・向上を図るため、優良品種の導入、密植栽培の普及等を進め、あわせて特別栽培農作物の生産などのコスト低減技術を導入し、環境に配慮しながら品

質面においても市場競争力のある高能率で生産性の高い技術の普及を推進する。

また、農業機械、施設の共同利用を促進し、高齢農家等の農作業受委託を行うなどの地域の労働力確保システム化を進める。

さらに、機械共同利用組合等が大型機械を保有するなどして、収穫体制の強化を進める。

イ 流通の改善

異物混入や粒度の選別状況を重視する民間流通等に対応するため、豆類調製施設の機能増強や色彩選別機の導入などの品質の保持・向上対策、さらにフレコン、多目的倉庫の利用などによる合理的な集出荷体制等の整備を図り、実需者ニーズに対応した物流改善を推進する。

(4) てん菜

ア 生産の合理化

直播栽培の導入などによるコスト低減技術の普及や堆肥による土づくり、優良品種の導入、肥培管理の徹底等により、近年の異常気象に耐えうる単収の安定・向上を推進する。

また、農業機械、施設の共同利用を促進し、高齢農家等の農作業受委託を行うなどの地域の労働力確保システム化を進める

イ 流通の改善

製糖会社、原料集荷業者等との連携により、計画的な栽培体系の調整やほ場での一次堆積等による段階的な集荷を図り、効率的な集荷体制を推進する。

(5) 園芸作物

ア 生産の合理化

高い生産技術力を必要とする園芸作物において、収量、品質の高位平準化を図るため、普及センターをはじめとする指導機関等と濃密に連携しながら、生産組織を中心とした情報交換や技術研鑽を図り、作物毎に産地形成を推進する。

また、雇用も含めた労働力の確保により無理のない作型体系を普及しながら、土地利用型作物との組合せによる複合経営を推進する。

イ 流通の改善

トレーサビリティシステムの導入やポジティブリスト制度を遵守した農薬・肥料の適正使用の徹底を図り、農産物の安全・安心といった信頼性を確保した消費者ニーズを見据えた集出荷体制を推進する。

また、共同選別施設の利用率向上等により、品質の均一化と生産コストの低減を図り、市場のニーズに対応した物流改善を推進する。

(6) 畜産

ア 生産の合理化

疾病予防や防疫体制の充実・整備等による生産性の向上とともに、適切な飼料管理及び家畜の改良増殖の推進に努める。

また、家畜保健所等の関係機関と連携のもと、良質・安全な生産を普及し、防疫・

衛生対策を徹底するとともに、優良受精卵の移植や乳群検定・後代検定等を活用した家畜改良の導入等を図り、「土・草・家畜・人」が調和できる総合的な畜産振興策を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	附図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
穀物類 多目的倉庫	追分地区 1棟 660㎡	1～4	2,520ha	80戸	JAとまこまい広域	3	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書、森林整備計画との整合性を保ちながら、農業近代化施設整備の推進を図るとともに、公共・公益の高い植林整備及び林地開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業に参入を希望する若者や定年退職者等の増加を踏まえ、新規就農者に理解されやすい情報と安心して就農できる環境づくりが必要とされる。

このため、認定農業者の育成・確保及び農業経営の法人化の推進等を図るとともに、就農ルーキーズカレッジを拠点とした就農支援システムの構築により、新規学卒者やI・J・Uターン者及び新規就農者への就農相談や学習機会の提供等を含めた就農支援を推進する。

また、これら担い手の育成・確保を図るための農作業体験施設、就農支援施設、農家住宅等の計画的な整備に努めるとともに、女性や高齢者等が持つ多彩な知恵と能力を發揮しながら産地直売等の地域活動に取り組むために必要な施設の整備を促進する。

2 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	附図番号	備考
従業員住宅	住宅1棟	追分旭地区 所要面積 369㎡	農業従業員	4	
農家住宅	検討中	農用地区域の周辺部 おおむね1,000㎡	検討中		

3 農業を担うべき者の育成のための支援の活動

意欲ある農業者の効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、生産組織、農業生産法人等の組織経営体への移行を支援する。

また、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域全体としての効率化を図る。

具体的には、農業経営基盤強化促進事業に関わる各種事業の推進、認定農業者制度による農業経営改善計画の実践への支援を進めるとともに、各種制度資金の活用により農業経営の安定化を図り、意欲ある担い手の育成確保を進める。

生産方式、経営管理の複雑化への対応、担い手としての女性の能力開発など、実践を含めた各種研修機会を通して次世代農業を支える後継者を育成する。

新規就農者については、関係機関との連携による就農に向けた相談活動、資金融通、補助事業活用及び農地情報の提供等を行い、総合的な農業経営を担う人材の確保・育成に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書、森林整備計画等との整合性を保ちながら、農業を担うべき者の育成のための支援の活動を図るとともに、公共・公益の高い植林整備及び林地開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農業・農村の伸展において、地域内に居住する農家子弟、兼業農家及び非農家等を含めた地域住民の多彩な活力を発揮できる場を確保することは重要な課題であるため、食品加工業や観光業、建設業等との連携を強化し、新たな雇用機会の創出及び雇用の安定を目指し、農畜産物等の付加価値向上に向けた産業クラスターや農業の六次産業化、地域ブランド開発等の取組みを推進し、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	町内			町外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	建設業、サービス業	10	2	12	1	1	2	11	3	14
自営兼業	農業	8	0	8	0	0	0	8	0	8
出稼ぎ		—	—	—	—	—	—	—	—	—
日雇、臨時雇	サービス業ほか	0	7	7	0	0	0	0	6	6
総計		18	9	27	1	1	2	19	10	29

資料：2005年農林業センサス、町業務資料ほか

※ 対象者数は、農業従事者数から農業就業人口数（主に農業に従事）を差し引きした。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本町において農業従事者の安定的な就業の促進を図るためには、地場産業の活性化が必須条件である。

そのため、近年の厳しい景気状況や生活形態の多様化等を踏まえつつ、農業従事者の参画による地場農畜産物の加工品づくり、産直・直売等の展開、ファームレストランの開設等によるグリーン・ツーリズムの推進及び都市住民を中心とした消費者が農業を触

れ合うための市民農園・体験農園の提供など、農業従事者の就業機会が与えられるような地域システムの構築を図る。

また、地域特性等に適応する新規企業の立地を促進し、新たな農業従事者の就労機会の確保に努めたい。

3 農業従事者の安定的な就業の促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書、森林整備計画等との整合性を保ちながら、農業従事者の安定的な就業の促進を図るとともに、公共・公益の高い植林整備及び林地開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備計画の目標

農村集落は、農業生産物を産出する場であると同時に、地域住民が日常の生活を営むことを基本として、生活環境整備や地域の幅広い諸活動を活発化させる施策講じ、農村の持つ多面的な機能を生かし、農村生活の向上を目指すことが必要である。

そこで、安平町総合計画及び第1次安平町農業・農村振興計画の下、基幹産業である農業の持続的発展を推進し、自然環境に配慮した各種生活環境施設の整備を推進するものとする。

2 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	附図番号	備考
該当なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業計画書、森林整備計画等との整合性を保ちながら、生活環境施設の整備を推進するとともに、公共・公益の高い植林整備及び林地開発等を行う場合は、農用地区域から除外する。

4 その他の施設の整備

安平町総合計画等との整合性を保ちながら、生活環境施設の整備を推進する。